九運長分公第９号

公　　示

令和８年度第２回自動車検査員教習実施について

令和８年度第２回自動車検査員教習を下記のとおり実施することとしましたので公示します。

記

１．教習受講資格

（１）教習の受講申込者は、道路運送車両法施行規則第６２条の２の２第１項第５号の整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として教習開始日（教習修了試問日）の前日において１年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、６月以上）の実務の経験を有する者であること。

なお、教習受講申込者は直近の整備主任者研修（法令研修）を受講していること。

（２）道路運送車両法第９４条の４第４項に基づき自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

（３）道路運送車両法の規定に違反（自動車検査員の解任命令に相当するものに限る。）する事実が認められ、かつ、当該行政処分の決裁日以前に自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

※（２）、（３）については、「自動車検査員教習」を「自動車検査員再教習」と読み替える。

２．教習受講申込の受付期間及び場所並びに必要書類

（１）受付期間　　令和８年１１月３０日（月）から令和８年１２月４日（金）
（上記期日の９時から１７時）

（２）場所　　一般社団法人　長崎県自動車整備振興会　業務課

（３）必要書類　　申込書１部、写真（上半身縦 4.5cm・横 3.5cm）、１１０円切手２枚、また封筒を２枚用意しているので申請者の宛名を記載のこと。

１．（１）の者については、他県で整備主任者として選任されていた場合は選任期間の就業証明書、直近の整備主任者研修を他県で受講している場合は受講を証明する書面。

１．（２）及び（３）の者については、自動車検査員再教習受講通知書

３．教習及び教習修了試問の日時及び実施場所

（１）教習の日時　　令和９年１月１２日（火）～令和９年１月１５日（金）
９時～１７時

（２）教習修了試問の日時　　令和９年２月３日（水）　１０時～１２時
受付　９時２０分～９時４０分

（３）教習及び修了試問の場所　　一般社団法人　長崎県自動車整備振興会　２Ｆ教室

４．定員

・５０名（先着順）

５．教習科目及び教習時間

・別表のとおり

6．その他必要事項（教習資料、講師等）

（1）教習資料

○　自動車検査用機械器具の構造と取扱い
○　自動車検査員教習資料（九州運輸局監修）　※追加資料含む。
○　完成検査の実務（日整連）
○　審査事務規程（交文社）
○　保安基準ハンドブック

（2）講師

長崎運輸支局　職員
独立行政法人　自動車技術総合機構　九州検査部　長崎事務所　職員
一般社団法人　長崎県自動車整備振興会　職員
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　職員

令和８年１１月２日
九州運輸局　長崎運輸支局長　貴島 高啓

